

仕 様 書

1 委託業務名 妊産婦支援に関する先進的取組調査・研究業務委託

2 業務の目的

本市自ら実施主体となって、本市所在の医療機関において、所謂「赤ちゃんポスト」の設置及び「内密出産」の実施を想定し、先進的取組の事例などについて調査・研究を行うことで、事業課題を抽出し、その解決のために求められる体制を構築するための調査業務を委託する。

3 履行期間 契約日から令和8年3月31日まで

4 業務内容

- (1) 先進的取組（「赤ちゃんポスト」及び「内密出産」）に関する調査・研究
- (2) (1)の調査の一環で、既に「赤ちゃんポスト」及び「内密出産」を実施運営している病院（熊本市 慈恵病院及び東京都 賛育会病院）及び関係自治体（熊本市及び東京都墨田区）等への視察
- (3) (2)の視察にあたっての関係機関との調整及び視察時費用の参加者への支払（旅費・宿泊費等）
(参加する機関の選定を含む)
- (4) 調査・報告書の作成（概要版の作成を含む）
(1)、(2)を踏まえ、本市が取り組む場合の提案事項も含めて作成
※(4)には以下の内容を含めること
 - ①「赤ちゃんポスト」の呼称の在り方について
 - ②本市（行政）が事業実施主体となる場合の先行事例との異同について
 - ③「赤ちゃんポスト」及び「内密出産」の受入れ後の対応について
 - ④先進的取組（「赤ちゃんポスト」及び「内密出産」）と一体的に取り組むべき事業について
 - ⑤事業フロー（⑤を含む。受入れ医療機関、大阪府等、児童相談所、市の動き）について
 - ⑥事業費用及び受入れ件数の年次見込みについて
 - ⑦国ガイドラインの問題点について
 - ⑧諸外国の取組みについて
 - ⑨市民への啓発活動について
 - ⑩当面のスケジュール等について

5 納入物 成果報告書（電子媒体１部及び紙媒体１００部）を担当課に納入する。

※電子データはワード・エクセル等編集可能なソフト形式

6 納入先 泉佐野市こども部こども家庭課

7 納入期限 令和８年３月３１日

8 業務委託料の支払い

受注者の業務の履行完了後、発注者が行う検査に合格した場合に受注者は委託料を請求する。発注者は、請求を受けた日から３０日以内に委託料を支払うものとする。

9 その他注意事項

（１）受注者は、本業務の実施に関して発注者と連携を密にし、必要に応じて協議すること。

（２）業務の遂行にあたっては、関係法令、条例等を遵守すること。

（３）本業務において作成された制作物等の財産権は泉佐野市に帰属するものとする。

（４）この仕様書に定めのない事項については、発注者と受注者が協議して定めるものとする。